

別海町農業委員会 委員の募集について

平成28年4月1日に「農業委員会に関する法律」が改正され、農業委員はこれまでの選挙制から、推薦または募集の結果を踏まえた上で、市町村長が任命する、任命制となりました。

令和2年7月19日で現農業委員の任期が満了することに伴い、農業に関する識見を有し、農地または採草放牧地の利用の最適化の推進に関する事項および農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる農業委員を募集しています。

募集条件、応募書類等は町ホームページからダウンロードができるほか、役場農政課窓口、各支所および各連絡事務所から受け取ることができます。

■募集期間 令和2年4月1日から5月1日（土、日、祝日を除く）

■募集人員 27人

■任期 令和2年7月20日から令和5年7月19日（3年間）

町ホームページ検索キーワード

農業委員会委員の募集

検索

問合せ／農業政策担当（内線1411・1412）

造林事業補助制度について

森林は、林産物の生産、土砂災害の防止、生態系の保全や地球温暖化防止など、日々の暮らしに欠かせない働きを持っています。

北海道では、森林の育成を図るため、苗木の植栽や草刈り、枝払い、間伐などを行った場合に、経費の一部を補助しています。

自身の所有する森林の整備等を考えている場合には、ぜひご活用ください。

■事業名 森林環境保全整備事業

■施工面積 1施工地につき0.1ha以上の面積を整備する必要があります。

また、本町では、上記事業の個人負担分に対して補助を行う「未来につなぐ森づくり推進事業」（造林のみ）と「環境保全緑化事業」（造林・下刈り・殺鼠剤散布）を実施しています。

事業内容や補助金額は、各種条件によって異なりますので、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

各種制度に関する問合せ／みどり担当（内線1611～1613）

林野火災予消防思想の普及啓発

【林野火災予防全道統一標語】
「守ろうよ 今と未来の 森のこと」

大切な森林を林野火災から守るため、本町では林野火災危険期間、強調期間を定めています。

近年、道内で発生している林野火災の原因は、森林周辺でのごみ焼きや、入林者によるたばこの不始末など、人為的な過失によるものが大半を占めています。

ひとたび火災が発生すると、乾燥や強風などの気象条件により火災面積が拡大し、甚大な被害をもたらす可能性があります。

山菜採りや魚釣り等で入林する方は、たばこの吸い殻など、火の取り扱いには、十分ご注意願います。

また、山林に立ち入る際には、必ず所有者の認可を受けてから入林してください。



■危険期間 4月1日(水)から6月30日(火)

■強調期間 4月21日(火)から5月31日(日)

問合せ／みどり担当（内線1611～1613）



森林の伐採や 土地所有者変更に係る届け出について

森林の所有者が、森林を伐採または伐採後に造林する場合は、伐採を始める日の90日から30日前までの間に、町へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出する必要があります。

また、伐採や造林が完了したときは、町へ「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが義務付けられています。（無断で森林を伐採した場合は、伐採の中止や造林を命じることがあります。）

売買や相続等により、新たに森林の土地所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に「森林の土地所有者届出」を提出する必要があります。

伐採や造林に関する相談、その他森林に関する相談や不明な点などがありましたら、右記の問合せ先へ気軽にご相談ください。

問合せ内容・問合せ先

- 普通林の伐採または伐採後の造林の相談
- 火入れ行為に関する相談
- 森林の土地の所有者届出制度に関する相談
- その他森林に関する相談

別海町役場産業振興部水産みどり課
TEL 75-2111（内線1611～1613）

- 保安林の立木伐採や保安林内行為に関する相談
- 林地開発行為（1 ha以上の森林を伐採後草地等に造成・転用する場合）に関する相談
- その他森林に関する相談

根室振興局産業振興部林務課 TEL 0153-24-5639
根室振興局森林室 TEL 0153-75-2304



別海町清流保全基金補助金 対象団体等の募集について

本町では、町民が自ら取り組む、豊かで清らかな河川環境づくりなどの活動に対して、経費の一部を補助しています。

補助を希望する団体等は、募集期間内に右記担当へお問い合わせください。

■ **補助金対象経費** 河川植樹等の事業に係る経費
河川および河川敷地の清掃に係る経費
河川環境保全に係る講演の経費

■ **補助率** 2分の1以内（上限30万円）

■ **募集期間** 4月30日(木)まで

募集期間内で補助上限額に達しない場合は、期間後も随時受け付けます。

問合せ／みどり担当（内線1613）

ヒグマに注意!



4月1日から5月31日は
春の「ヒグマ注意特別期間」です

春先は森林内で親子グマの出没が多くなり、5月以降は子グマが人里付近へ現れることもあります。山菜取りなどで野山に入るときは薄暮時を避け、複数人で行動し、鈴やラジオなど音が鳴るもので人がいることをヒグマに知らせ、見張りを徹底するなど、ヒグマに対する注意をお願いします。

町内のヒグマ出没情報については、別海町地域安全情報システム「まもメール」でお知らせしています。（令和元年度は別海町内で49件の目撃情報がありました。）

町ホームページ
検索キーワード

まもメール



問合せ／みどり担当（内線1612・1613）